

決議しました

天皇陛下御即位につき賀詞奉呈に関する決議

天皇陛下におかれては 5月1日に御即位されましたことは 誠に慶賀にたえないところであります
ここに日高市議会は 即位礼正殿の儀にあたり 市民とともに謹んでお祝い申し上げます

この賀詞は、議長名において差し上げることといたします。
以上、決議する。

令和元年9月26日

日高市議会

決議しました

稲浦巖議員に対する議員辞職勧告決議

日高市議会議員政治倫理規程第3条の政治倫理基準には、第1号に「市民の代表として、法令を遵守し、議会及び議員の品位及び名誉を損なうような行為を厳に慎み、その職務に関し不正の疑惑を持たれるおそれのある行為をしないこと。」と掲げている。

議員の間では、改革フォーラム所属の稲浦巖議員に対して、この政治倫理基準に違反する行為があるのではないかという強い疑いがあったことから、令和元年8月26日付で「市長が保有する政治倫理基準に違反する疑いがある議員の行為に係る記録の写し」の提出について、議員4名から議長を経て市長に求めたところ、9月3日付で市長からその記録の写しの提出があった。

記録に記されていた事案の概要は、次のとおりである。

1 自身の一般質問のための事前確認時における担当課長に対する暴言

令和元年6月5日、担当課長の回答に納得が得られなかったため、当該課長に対し、課長職資格を否定するような侮辱的な発言をした。

2 他の議員の一般質問における担当部長及び市長の答弁内容に対する暴言

令和元年6月初旬、3月議会での他の議員の一般質問に対する担当部長の答弁及び市長の答弁について、その内容を侮辱する発言をした。

3 市議会臨時会の開催に対する議案所管部長への議会を侮辱する発言

令和元年8月9日、市議会臨時会の開催を知って提出議案所管部長のところに訪問し、議会のやり方を侮辱する発言をした。

4 埼玉県知事選挙の投票所における投票事務従事者への議決条例を否定する発言

令和元年8月25日、投票目的でなく酒を飲んで投票所にあられ、20分間程度、投票事務従事職員である条例所管担当職員に議決条例を否定する発言をした。

日高市議会議員政治倫理規程に基づく適正な手順を経て市長から提出された記録がこのような辛辣な内容であることから、同日、この議員4名での連署をもって議長に対し、政治倫理基準に違反する行為の存否についての審査を請求し、日高市議会議員政治倫理審査会において、4回に渡る慎重な審査が行われた。

審査の結果について、「正副委員長による市職員への聞き取りにより稲浦巖議員の言動で精神的な苦痛と恐怖を感じたことが明らかになったことから、議会及び議員全体の品位及び名誉を損なうような行為があったと判断し、政治倫理基準に違反するとの結論を得た。」との報告書が令和元年9月17日付で議長に提出された。

よって、日高市議会は、稲浦巖議員に対し、議員としての資質に欠けると判断し、その職を辞することを勧告する。

以上、決議する。

令和元年9月26日

日高市議会